

## 概要

被災者の死亡は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

被災者は、平成〇年〇月から平成〇年〇月まで〇会社、平成〇年〇月から平成〇年〇月まで〇株式会社、平成〇年〇月から平成〇年〇月まで〇有限会社に所属し、土木作業員としてビル建設におけるアスベストの吹き付け作業および建築物の石綿ボード・配管保温材等の解体作業に従事していた。

被災者は平成〇年〇月末頃から胸痛があったため同年〇月〇日に〇病院に受診し、検査結果「肺がん」と診断され治療後、同年〇月〇日に〇病院に転院し入院加療していたが、同年〇月〇日死亡したものであり、死亡証明書によると直接死因は「小細胞肺がん」である。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、被災者に発症した本件疾病は業務上の事由によるとして、監督署長に未支給の療養補償給付たる療養の費用を請求したところ、監督署長は、本件疾病については業務との因果関係は認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

〇病院主治医から「アスベストだから労災になる。」と言われ、労災保険給付の請求をしたが、監督署長から「労災は認められない。」との決定通知を受けたため、納得がいかない。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 主治医及び鑑別診断を実施した〇病院〇医師の診断から被災者の疾患名は「原発性肺癌」と判断した。
- (2) 被災者は、平成〇年〇月から平成〇年〇月まで、住宅解体等によって石綿含有材への接触等を有していたものと推測し、通算 14 年 11 ヶ月の石綿ばく露期間が認められると判断した。
- (3) 主治医及び労災医員の所見より、①第Ⅰ型以上の石綿肺は認められない、②胸膜プラークは認められない、③石綿小体・石綿繊維は未検査であり、かつ、計測可能な組織もなく、死亡解剖を行っていないため、肺内の石綿小体または石綿繊維は「不明」、であると判断した。
- (4) 以上のことから、10 年以上の石綿ばく露作業歴が認められ、原発性肺癌の発症が認められるものの、第Ⅰ型以上の石綿肺所見はなく、胸膜プラーク、並びに肺内に一定以上の石綿小体・石綿繊維は認められないため、業務上の事由による発症とは認められない。

### 4 審査官の判断

- (1) 被災者の職歴は平成〇年〇月から平成〇年〇月までの通算 14 年 11 ヶ月間、溶接工、土木作業員として、アスベストの吹き付け作業及び石綿ボード等の解体作業に従事しており、石綿が使用されていた建築物において作業していたことがあったと推認され、この間、「石綿ばく露作業」に従事していたと認められる。
- (2) 医証等から見ると、傷病名については〇病院、〇病院及び〇病院において肺がん（小細胞がん）と確認されており、本件疾病が原発性か否かについて主治医は、「病理学的検査結果、組織型は小細胞がんで原発性である。」との意見であり、鑑別診断をした〇病院〇医師は「原発性肺がん（小細胞肺がん）と診断する。」と述べ、両医師とも同様の意見であることから、被災者は原発性の肺がん（小細胞がん）に罹患し、療養するも同傷病により死亡したものと判断される。
- (3) じん肺法に定める胸部エックス線の像が第Ⅰ型以上である石綿所見が得られるか否かについて、主治医は「石綿肺所見は無い」との意見を述べており、被災者の胸部エックス線の像に石綿肺の所見は認められていない。
- (4) 胸膜プラークが認められるか否かについて、主治医は「胸膜プラークは無い」との意見を述べ、労災医員は「画像から胸膜プラークは確認できない」との意見を述べており、胸膜プラークは確認されていない。
- (5) 肺内に石綿小体または石綿繊維が認められたか否かについて、主治医は「石綿小体又は石綿繊維に係る検査は未実施」と述べており、さらに計測可能な組織の現存については「ありません。」と述べている

ことに加え、請求人申立から死亡時の解剖も行っていないことも確認されている。

したがって、検査未実施かつ組織が残存していないことから、肺内の石綿小体又は石綿繊維の存在を確認する手段はなく、不明であると言わざるを得ない。

- (6) 以上のことから、被災者は原発性の肺がんにより死亡したものと判断され、被災者には石綿ばく露作業の従事歴が認められるものの、認定基準に示された医学的所見が認められないため、被災者に発症した本件疾病と業務との相当因果関係を認めることは困難である。

したがって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付たる療養の費用を支給しないとした処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。